

北海道共同募金会における使途不明金事案の発生を受けての再発防止に向けた 全国緊急一斉点検結果の公表について（46 都府県分）

令和 8 年 7 月 17 日
中央共同募金会

令和 8 年 6 月 14 日、社会福祉法人北海道共同募金会より、共同募金にかかる使途不明金発生が発表されました。

本事案は、本来職員を指導監督すべき立場にある管理職員による不正行為であるうえ、北海道共同募金会にあるべき金銭が相当額不足しており、断固として許される事態ではないと考えています。

一方で、北海道共同募金会において内部牽制が機能しなかったことが事案発生の要因となっていることが既に明らかになっており、中央共同募金会としても、大変重く受けて止めています。

そこで、本会では、再発防止に向けた検討にあたり、各都府県共同募金会における出納業務に関する内部牽制体制の実態把握と、本事案と同様の事態が生じうる状態にないかを確認することを目的として、各都府県共同募金会を対象とした「共同募金会における出納業務適正実施のための全国緊急一斉点検」を実施しましたので、結果を公表します。

今回の全国緊急一斉点検では、必要な項目に関して取引金融機関や各市町村共同募金委員会に確認し点検を行った他、共同募金会の会長及び監事が回答内容を確認し、署名捺印のうえ提出されたものです。

今後、今回の全国緊急一斉点検の結果において改善が必要とされた項目については、該当する共同募金会において改善をすすめていただき、令和 8 年 8 月末までに対応状況の確認を行うこととしています。

また、本会では、今回の全国緊急一斉点検の結果も踏まえ、今後、再発防止に向けた検討の場を設け、今後の更なる点検・チェックのあり方なども含めた再発防止策をとりまとめることとしています。

【点検結果のポイント】

- ・本事案においては、現状において一人の職員が単独で法人の出納業務を行っていたうえ、組織として口座、預金額、取引の管理が不十分であったことが発生の大きな要因と考えられる。
- ・それに関する主な点検結果は以下のとおりであり、本事案と同様の使途不明金につながる事案は確認されなかった。

- ・ 一方で、不適正事案発生リスクにつながる取扱いが見受けられた一部の共同募金会に対しては改善を求めている。

I 一人では支出・入金ができない体制であるか

- ・ 46 県全ての共同募金会において会計伝票の起票者と最終決裁者（会計責任者）は異なっており適正であった。
- ・ 46 県全ての共同募金会において、金融機関届出印と通帳は異なる場所に保管されており適正であった。
- ・ 45 県の共同募金会において、預金通帳・証書、金融機関届印の管理者は異なっており適正であった。一方で、1 県の共同募金会においては、規程上の管理者は異なっていなかったものの、実務上取扱者は異なっていたため、今後は実態に合わせた形で規程改正を行うことが必要である。

II 金融機関の口座が適正に管理されているか（簿外口座がないか）

- ・ 全ての取引金融機関に確認を行った結果、43 県の共同募金会において簿外の預金口座はなく適正であった。しかし、3 県の共同募金会において、現在使用していない口座や、経理上登録を行っていない口座があったため、現在使用していない口座については、速やかに解約手続きを行うとともに、使用実態がある口座については経理上登録することが必要である。

III 預金額や取引内容を適正に把握しているか

- ・ 46 県の共同募金会において、令和 8 年 3 月から 6 月にかけて、計算書類「資金収支計算書及び貸借対照表」と附属明細書「資金収支明細書」と現預金口座残高との照合を行っており、その金額は合致しており適正であった。

IV 金融機関から不正な借り入れがないか

- ・ 46 県全ての共同募金会において、全ての取引金融機関に確認を行った結果、組織的に把握していない金融機関等からの借り入れはなく適正であった。

【主な点検結果の説明】

1 基礎的事項

- ・今回点検対象となった 46 県全ての共同募金会において、銀行口座・金銭の出納、出金時の決裁などの手続きについて、経理規程または準ずる内規等に規定がある。([1-1] [1-3])
- ・口座や届出印を管理する担当者については、44 県の共同募金会において、経理規程または準ずる内規等に規定があったが、2 県の共同募金会において規定がなかったため、今後は規程の整備が必要である。([1-2])

2 一人では支出・入金ができない体制であるか

- ・45 県の共同募金会において、預金通帳、証書、金融機関届印の管理者は異なっている。一方で、1 県の共同募金会においては、規程上の管理者は異なっていなかったものの、実務上取扱者は異なっていたため、今後は実態に合わせた形で規程改正を行うことが必要である。([2-1])
- ・46 県全ての共同募金会において、金融機関届出印と通帳は異なる場所に保管されている。([2-2])
- ・44 県の共同募金会において、金融機関届出印は会計責任者等の届出印管理者が押印している。一方で、2 県の共同募金会において、届出印管理者の確認のもとに、他の職員が押印していたため、今後は届出印管理者が押印することが必要である。([2-3])
- ・46 県全ての共同募金会における支出において、必ず支出先からの請求書等証憑書類に基づいて支出伝票を起票し、会計責任者の承認を得て行っている。([2-4])
- ・38 県の共同募金会において、支払は、毎週○曜日、毎月末日、など日にちを決めて行っているが、8 県の共同募金会において、日にちを決めず、請求に基づいて適時支払いを行っていたため、今後は日にちを決めて支出を行うことが必要である。([2-5])
- ・46 県全ての共同募金会において会計伝票の起票者と最終決裁者（会計責任者）は異なっている。([2-6])
- ・44 県の共同募金会において、規程に定められた金額以上の支出を行う場合に、規定された決裁者（会長、副会長、理事会）による決裁に基づいて行われている。しかし、2 県の共同募金会においては経理規程上、支出金額による決裁権者の定めがない状態であったため、今後は支出金額による決裁者を規定することが必要である。([2-9])

- ・ 46 県全ての共同募金会において、小口現金制度による支払い以外は、支出は原則金融機関からの振込により行われている。〔2-10〕
- ・ インターネットバンキングを利用している 43 県の共同募金会のうち、39 県の共同募金会において、振込承認決定権者を振込依頼書作成者と分けて承認者が設定されている。一方で、4 県の共同募金会において、振込承認決定権者と振込依頼書作成者を分けて承認者が設定されていなかったため、今後は両者を分けて設定することが必要である。〔2-14〕
- ・ インターネットバンキングを利用している 43 県の共同募金会のうち、33 県共同募金会がパスワードを定期的に変更している。しかし、10 県の共同募金会においてパスワードを定期的に変更していないため、今後は定期的に変更することが必要である。〔2-16〕

3 金融機関の口座が適正に管理されているか（簿外口座がないか）

- ・ 会計帳簿、月次報告書に計上されていない簿外の預金口座がないかについて、43 県の共同募金会において取引金融機関に確認を行った結果、簿外の預金口座はなかった。しかし、3 県の共同募金会において、現在使用していない口座や、経理上登録を行っていない口座があった。現在使用していない口座については、速やかに解約手続きを行うとともに、使用実態がある口座については経理上登録することが必要である。〔3-2〕

4 預金額や取引内容を適正に把握しているか

- ・ 45 県の共同募金会において、決算時に取引金融機関支店から全口座の残高証明をとっている。しかし、1 県の共同募金会において、一部の口座に関して残高証明をとっていなかったため、今後は、全ての口座について残高証明をとることが必要である。〔4-1〕
- ・ 46 県の共同募金会において、役職員の本人又は親族が運営する企業との取引はなかった。〔4-2〕
- ・ 46 県の共同募金会において、毎月末及び決算期に計算書類「資金収支計算書及び貸借対照表」と附属明細書「資金収支明細書」と現預金口座残高との照合確認を行っている。〔4-3〕〔4-4〕
- ・ 46 県の共同募金会において、令和 8 年 3 月から 6 月にかけて、計算書類「資金収支計算書及び貸借対照表」と附属明細書「資金収支明細書」と現預金口座残高との照合を行った結果、その金額は合っていた。〔4-6〕

5 金融機関から不正な借り入れがないか

- ・ 46 県全ての共同募金会において、この 3 年間で金融機関等からの借り入れ

を行っている共同募金会はなかった。〔5-1〕)

- ・ 46 県全ての共同募金会において、組織的に把握していない金融機関等からの借入れがないか取引金融機関に確認を行った結果、そうした借入れはなかった。〔5-3〕)

6 令和 8 年度の助成が適正に行われたか

- ・ 46 県全ての共同募金会において、令和 7 年度募金による助成については、助成先団体への決定通知がすでに発出されている。〔6-1〕)

7 現金の取扱いが適正に行われているか

- ・ 44 県の共同募金会において、窓口等で現金を受領した寄付金は、その場で複数名もしくは寄付者と確認し、直ちに受領書または領収書を発行したうえで、金融機関口座に預け入れが行われている。しかし、2 県の共同募金会において、決まった預け入れ日までの間や 3 日間以内であれば金庫で保管できる運用だったことから、今後は速やかに預け入れを行うことが必要である。〔7-1〕)
- ・ 42 県の共同募金会において、受領した現金を直ちに金融機関への預け入れできない場合、会計補助簿（現金出納帳等）に記録のうえ、金庫に施錠保管している。一方で、4 県の共同募金会では金庫に保管を行っているものの、会計補助簿（現金出納帳等）を使用していなかったため、今後は会計補助簿を使用することが必要である。〔7-2〕)
- ・ 45 県の共同募金会において、募金箱の開封は複数人が立ち合い、金額集計を行い、開封月日・設置場所・金額を記した書面等を作成している。一方で、1 県の共同募金会において、複数人の立ち合い、設置場所の記録ができていなかったため、今後は複数人の立ち合い、設置場所の記録が必要である。〔7-3〕)
- ・ 45 県の共同募金会において、金融機関口座から現金を出金する場合、会計責任者が払い戻し請求書と出金伝票及び証憑書類を照合のうえ、金融機関届出印が押印されている。しかし、1 県の共同募金会において、出納責任者が照合の上押印していたため、今後は会計責任者が照合し押印することが必要である。〔7-5〕)
- ・ 小口現金を採用している 37 県の共同募金会において、現金出納帳により、毎月末小口現金と出納帳残高が合っていることの実査確認が行われている。〔7-6〕)

8 書き損じの領収書等の取扱いが適正に行われているか

- ・ 43 県の共同募金会において、受領書または領収書の書損の管理や、発行済み領収書に誤りがあり再発行する際に誤りのあった領収書を返納させるなどの管理を行っている。一方で、3 県の共同募金会において発行先において破棄を依頼していたため、今後は返納を求めることが必要である。〔8-1〕
- ・ 44 県の共同募金会において、支出伝票や払込票、現金を払い出す場合の払出票について、押印後に仕損じが確認された場合は、当該払出票の押印部分に二重線を引いて、確実に取消されるようにしている。一方で、2 県の共同募金会において、上記の取消方法が行われていなかったため、今後は当該払出票の押印部分に二重線を引いて、確実に取消されることが必要である。〔8-2〕

北海道共同募金会における使途不明金事案の発生を受けての 再発防止に向けた全国緊急一斉点検結果

【全国緊急一斉点検の概要】

- 目 的
北海道共同募金会における使途不明金事案の発生を受けての、再発防止に向けた検討にあたって、共同募金会における内部牽制体制の実態把握と、本事案と同様の事態が生じうる状態にないことを確認することを目的として実施する。
- 対 象 北海道共同募金会を除く各都府県共同募金会 46 か所
- 実施時期 令和 8 年 6 月 24 日～7 月 3 日
- 方 法 各都府県共同募金会に E メールにより回答表を配布し、
E メールにより回収
なお、回答には当該共同募金会会長及び監事の署名を求めている。
- 回答数 46 都府県共同募金会（100%）

I 今回の事案に関わる確認事項

1 基礎的事項

[1-1] 銀行口座・金銭の出納について経理規程または準ずる内規等に規定があるか。

規定がある	46	100%
規定がない	0	0%

[1-2] 口座や届出印を管理する担当者について経理規程または準ずる内規等に規定があるか。

規定がある	44	96%
規定がない	2	4%

（「規定がない」の理由）

- ・ 経理規程により経理事務職員の指定と責任分担は規定できている。

[1-3] 出金時の決裁などの手続きについて経理規程または準ずる内規等に規定があるか。

規定がある	46	100%
規定がない	0	0%

2 一人では支出・入金ができない体制となっているか

[2-1] 預金通帳、証書、金融機関届印の管理者は異なっているか。

異なっている	45	98%
異なっていない	1	2%

(「異なっていない」理由)

- ・管理責任者はいずれも出納責任者（総務課長）だが、実務上、通帳及び証書は出納職員が取り扱い、届出印は出納責任者のみが取り扱うこととしている。

[2-2] 金融機関届出印と通帳は異なる場所に保管しているか。

保管している	46	100%
保管していない	0	0%

[2-3] 金融機関届出印は必ず会計責任者等の届出印管理者が押印しているか。

押印している	44	96%
押印していない	2	4%

(「押印していない」理由)

- ・届出印管理者に用途を伝え、担当者が届出印を押している。今後は届出印管理者の押印を徹底する。
- ・届出印管理者の管理の下で出納責任者が押印している。

[2-4] 支払は、必ず支払先からの請求書等証憑書類に基づいて支出伝票を起票し、会計責任者の承認を得て行っているか。

行っている	46	100%
行っていない	0	0%

[2-5] 支払は、毎週〇曜日、毎月末日、など日にちを決めて行っているか。

行っている	38	83%
行っていない	8	17%

(「行っていない」理由)

- ・配分金は、受配者が事業執行後、業者への支払いなど直ちに必要とするタイミングで市区町村共同募金委員会を經由して請求(交付申請)してくるため、その都度送金(支払い)を行っている。

- ・請求書受領の都度、速やかに支払いを行っている。
- ・適時、伝票を起票し、決裁の上支払いを行っている。
- ・会計責任者、出納職員の両人がいないと支払いできない仕組みとしている。

[2-6] 会計伝票は起票者と最終決裁者（会計責任者）が異なっているか。

異なっている	46	100%
異なっていない	0	0%

[2-7] 会計伝票の検印者は最低何名いるか。※検印者に起票者は含まれない

4名以上	6	13%
3名	25	54%
2名	14	30%
1名	1	2%

[2-8] 検印者が会計伝票の内容について起票者に照会することがあるか。

照会することがある	46	100%
照会することがない	0	0%

[2-9] 規程に定められた金額以上の支出を行う場合に、規定された決裁者（会長、副会長、理事会）による決裁に基づいて行っているか。

行っている	44	96%
行っていない	2	4%

（「行っていない」理由）

- ・経理規程上、支出金額による決裁権者の定めがなく、会計責任者の決裁に基づき支出している。
- ・金額設定はない。

[2-10] 小口現金制度による支払い以外は、原則金融機関からの振込により行っているか。

行っている	46	100%
行っていない	0	0%

[2-11] 日々の入出金に際して会計伝票作成・会計システムへの入力を行っているか。

行っている	46	100%
-------	----	------

行っていない	0	0%
--------	---	----

[2-12] 会計システムの管理者（実際にシステムの設定操作を行う人）は誰か。

常務理事・事務局長	7	15%
その他の職員	39	85%

[2-13] インターネットバンキングを利用している場合、何名のユーザーがいますか。また、全てのユーザーのログイン ID は誰が管理しているか。

（ユーザー数）

4 名以上	8	17%
3 名	14	30%
2 名	13	28%
1 名	8	17%
利用していない	3	7%

（ID 管理者）

常務理事・事務局長	18	39%
その他の職員	25	54%
利用していない	3	7%

[2-14] インターネットバンキング利用している場合、振込承認決定権者を振込依頼書作成者と分けて承認者の設定をしているか。

設定している	39	85%
設定していない	4	8%
利用していない	3	7%

（「設定していない」理由）

- ・ 月 1 回（月末）月ごとの取引明細を回覧している。
- ・ 早急に承認決定権者を事務局長に変更する。
- ・ システム管理者（会計責任者）による単独送金行為等を防ぐため、システムの二次認証機能（特定機器）は会計担当者のみが管理。管理者はチェック・確認作業に限定している。

[2-15] インターネットバンキングの振込承認決定権者や振込依頼書作成者を変更する権限は誰が持っているか。また、変更した際の通知は誰のメールアドレスに来るか。

（権限保有者）

常務理事・事務局長	22	48%
その他の職員	21	45%
利用していない	3	7%

法人代表アドレス	16	35%
複数アドレス	12	26%
事務局長	5	11%
その他の職員	8	17%
利用していない	3	7%
その他	2	4%

（「その他」の内容）

- ・インターネットバンキングの操作はパスワードのみで管理している。
- ・インターネットバンキング画面上で完結し、メールによる通知はない。

[2-16] インターネットバンキング利用している場合、パスワードは定期的に変更しているか。

変更している	33	72%
変更していない	10	22%
利用していない	3	6%

（「変更していない」理由）

- ・令和8年3月利用開始のため、まだ変更していない。
- ・本点検を機に変更実施。
- ・システムから6カ月ごとにパスワードの変更を求められるが変更していない。
今後は変更を行うように改める。

3 金融機関の口座が適正に管理されているか（簿外口座がないか）

[3-1] 共同募金会名義の口座、市町村共同募金委員会名義の口座はそれぞれいくつ保有しているか。（市町村共同募金委員会名義の口座数は各市町村共同募金委員会に確認）

（共同募金会名義口座保有数）

50 以上	4	9%
30 以上 50 未満	1	2%
10 以上 30 未満	39	85%
10 未満	2	4%

（市町村共同募金委員会名義口座保有数）

200 以上	7	15%
150 以上 200 未満	8	17%
100 以上 150 未満	9	20%
50 以上 100 未満	18	39%
1 以上 50 未満	4	7%

[3-2] 会計帳簿、月次報告書に計上されていない簿外の預金口座がないか。(全ての取引金融機関に確認した上で回答)

簿外の預金口座がある	3	7%
簿外の預金口座がない	43	93%

(「簿外の預金口座がある」の理由)

- ・「NHK 歳末」職域募金収納用口座あり。毎年 2 月下旬までには寄付金収納口座へ資金移動し、複数名で確認の上、年度末には残高ゼロとしている。
- ・残高、取引はない口座があったため、7 月中に解約手続きを行う。
- ・NHK 歳末でのみ使用する口座が複数ある。

4 預金額や取引内容を適正に把握しているか

[4-1] 決算時に取引金融機関支店に全口座の残高証明をとっているか。

とっている	45	97%
とっていない	1	3%

(「とっていない」理由)

- ・NHK 歳末のみ使用する口座を除く。

[4-2] 役職員の本人又は親族が運営する企業との取引があるか。ある場合、役職員名、企業名、(補足欄に)役職員との関係はどのようなものか。

取引がある	0	0%
取引がない	46	100%

[4-3] 毎月末に計算書類「資金収支計算書及び貸借対照表」と附属明細書「資金収支明細書」と現預金口座残高との照合確認を行っているか。

行っている	46	100%
行っていない	0	0%

[4-4] 決算時に計算書類「資金収支計算書及び貸借対照表」と附属明細書「資金収支明細書」と現預金口座残高との照合確認を行っているか。

行っている	46	100%
行っていない	0	0%

[4-5] 令和8年3月31日決算の貸借対照表において、流動資産の現金預金の額から災害等準備金と各引当金を除いた額が、流動負債の未交付送付金を上回っているか。

上回っている	46	100%
上回っていない	0	0%

[4-6] 計算書類「資金収支計算書及び貸借対照表」と附属明細書「資金収支明細書」と現預金口座残高との照合は、直近でいつ・誰が行ったか。それは合っていたか。

合っている	46	100%
合っていない	0	0%

(照合時期)

令和8年6月	33	72%
令和8年5月	10	22%
令和8年4月	2	4%
令和8年3月	1	2%

(照合者)

常務理事・事務局長	25	54%
上記以外の職員	14	30%
その他	7	15%

(「その他」の内容)

・監事、会長、税理士

5 金融機関から不正な借り入れがないか

[5-1] この3年間で金融機関等からの借り入れを行っているか。行っている場合、借入先と金額、理由。

行っている	0	0%
行っていない	46	100%

[5-2] 金融機関等からの借り入れを行う場合、理事会での決議に基づいて行っているか。

借り入れがない	46	100%
---------	----	------

[5-3] 組織的に把握していない金融機関等からの借入れがないか。(全ての取引金融機関に借入状況を確認した上で回答)

借入れがある	0	0%
借入れがない	46	100%

6 令和8年度の助成が適正に行われたか

[6-1] 令和7年度募金による助成について助成先団体への決定通知を発出したか。また、発出時期はいつか。

発出した	46	100%
発出していない	0	0%

※発出時期について確認し、全て令和8年3~4月に発出している状況であった。

II 過去の不適正事例への対応等

7 現金の取扱いが適正に行われているか

[7-1] 窓口等において現金で受領した寄付金は、その場で複数名もしくは寄付者と確認し、直ちに受領書または領収書を発行したうえで、金融機関口座に預入れをしているか。

預入をしている	44	96%
預入をしていない	2	4%

(「預入をしていない」理由)

- ・「経理規程」第24条金融機関により3営業日以内に預入れとなっており、それまでは、金庫に保管している。
- ・金融機関への預け入れは毎週水曜日に行い、それまでは金庫に保管している。

[7-2] 受領した現金を直ちに金融機関への預け入れできない場合、会計補助簿(現金出納帳等)に記録のうえ、金庫に施錠保管しているか。

施錠保管している	42	91%
施錠保管していない	4	9%

(「施錠保管していない」理由)

- ・経理規程に会計補助簿(現金出納帳)の定めはないが、現金は金庫に保管のうえ、翌営業日に速やかに金融機関に預け入れている。
- ・会計補助簿に記録しておらず、寄付金を入れた袋に寄附日・金額を記入している。

- ・金融機関への即時入金ができない場合は計数して証拠書面を複数人数で確認の上で金庫にて保管し、翌営業日速やかに入金している。現金出納帳簿への記載について今後徹底する。
- ・当日預入できないことは稀なので会計補助簿（現金出納帳）は作成せず、複数職員が立ち会って、金庫への入庫及び翌日の出庫を行っている。

[7-3] 募金箱の開封は複数人が立ち合い、金額集計を行い、開封月日・設置場所・金額を記した書面等を作成しているか。

作成している	45	98%
作成していない	1	2%

（「作成していない」理由）

- ・複数人の立ち合いが徹底されてはいない。設置場所までは記録していない。

[7-4] 小口現金制度を採用し、経理規程に定められた金額の現金を扱う場合は、日常使用する雑費や緊急的な支払いに限定しているか。

限定している	37	80%
限定していない	0	0%
小口現金を採用していない	9	20%

[7-5] 金融機関口座から現金を出金する場合、会計責任者が払い戻し請求書と出金伝票及び証憑書類を照合のうえ、金融機関届出印を押印しているか。

押印している	45	98%
押印していない	1	2%

（「押印していない」理由）

- ・出納責任者が照合の上押印している。

[7-6] 現金出納帳により、毎月末小口現金と出納帳残高が合っていることの実査確認を行っているか。確認者は誰か。

行っている	37	80%
行っていない	0	0%
小口現金を採用していない	9	20%

※各共同募金会における確認者の氏名を確認した。

8 書き損じの領収書等の取扱いが適正に行われているか

[8-1] 受領書または領収書の書損の管理や、発行済み領収書に誤りがあり再発行する際に誤りのあった領収書を返納させるなどの管理を行っているか。

行っている	43	93%
行っていない	3	7%

(「行っていない」理由)

- ・ 寄付者に破棄のお願いをしている。
- ・ 誤交付した領収書を破棄するよう求めており、返納を必須としていなかったの
で、今後は誤発行した領収書等の返納を必ず求めることとする。
- ・ 誤った領収書を持っている者に依頼して破棄してもらっている。

[8-2] 支出伝票や払込票、現金を払い出す場合の払出票について、押印後に仕損じが確認された場合は、当該払出票の押印部分に二重線を引いて、確実に取消されるようにしているか。

取り消されるようにしている	44	96%
取り消されるようにしていない	2	4%

(「取り消されるようにしていない」理由)

- ・ 会計責任者に確認してもらい、すぐにシュレッダーで廃棄している。
- ・ 新たな伝票を起票（訂正）し、仕損じ伝票を添付の上、再度決裁を受け、両伝票を保管している。